



豊監公表第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 1 項の規定による
住民監査請求（豊中市職員措置請求）について、同条第 4 項の規定により監
査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

令和 6 年（2 0 2 4 年） 5 月 2 2 日

豊中市監査委員	岸	本	康	孝
同	清	水	聖	子
同	石	原	準	司
同	中	岡	裕	晶

豊中市職員措置請求書に係る監査結果

第1. 請求の内容等

1. 請求人

■■■■■

2. 請求の提出日

令和6年(2024年)3月24日

3. 本件請求の内容（原文のとおり。ただし、事実証明書は省略）

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、下記のとおり、必要な措置を請求します。

記

（1）事実

2023年8月 同年9月からあらたに豊中市■■■■■委員に就任する視覚障害者（以下、A委員と言う）が、豊中市長に対して、豊中市■■■■■（以下、■■■■■と言う）の出席にかかる、同行援護の追加支給（令和6年(2024年)4月24日の請求人陳述時において「追加支給申請」に補正。）をおこなったが、豊中市長は、すでに開催が決定している第1階（マ）■■■■■にかかる外出については同行援護の追加支給決定をしたものの、まだ開催日が正式に決定していない第■■■■■回目の■■■■■2024年2月開催予定（マ）については、同行援護の追加支給をおこなわなかった。

同年10月ごろ A委員とは、別の、■■■■■委員である視覚障害者委員（以下、B委員と言う）から、豊中市長に対して、■■■■■出席にかかる同行援護の支給申請があった。これに対して、豊中市長は、まだ開催日が決定していない第■■■■■階（マ）■■■■■にかかる同行援護についても、4時間の同行援護支給決定をおこなった。違法不当な事実1。さらに、B委員の2024年2月の同行援護支給申請量は、定型時間月50時間をこえて、17.5時間をうわのせして申請していたが、豊中市長は、定型基準月50時間にくわえて、20時間を追加して支給決定をおこなった。違法不当事実2。

同年12月豊中市長は、第■■■■■回■■■■■を2024年2月■■■■■日に開催すると決定した。

2024年2月■■■■■日第■■■■■回■■■■■にA委員、B委員ともにガイドヘルパーとともに出席した。

（2）違法不当な事実

違法不当事実1は、憲法、地方自治法などの平等原則に反する。また、違法不当事実2は、障害者の申請をこえて支給決定していて、憲法などの適正手続き、個人の尊重に反する

（3）損害

B委員からの同行援護支給申請は、2024年2月分として、定型基準の月50時間にくわえて、17.5時間、あわせて67.5時間を、請求するものであるが、豊中市

長は、その申請支給量を超えて70時間支給決定している。すくなくとも、2.5時間分の支給決定、おおくて6.5時間の支給決定は、必要のない支給決定であり、この不必要な支給時間にたいして、豊中市長は2024年4月以降に、障害福祉サービス費として、国保連に、金額を支払わなければならない。この不必要な時間分の費用を負担すること、そして2024年4月以降に実際に金額を支出することは、豊中市に損害をあたえるものである。

(4) 措置要求

豊中市長が、B委員にたいして支給決定をした2024年2月の不必要な同行援護支給決定(2.5時間もしくは6.5時間)を取り消すことをもとめる

あわせて、

豊中市長が、上記の不必要な支給決定にかかる費用を支出しないことを求める。

4. 請求の要件審査

令和6年(2024年)3月24日に提出された住民監査請求(以下「本件請求」という。)を、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項及び第2項に規定する要件を満たしているものと認め、令和6年(2024年)3月28日付で監査を実施することと決定した。

第2. 監査の実施

1. 監査対象部課

本件請求は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく障害福祉サービスの同行援護に係る介護給付費の支出(令和6年(2024年)2月サービス提供分)(以下「本件支出」という。)についての住民監査請求であることから、福祉部障害福祉課(以下「障害福祉課」という。)を監査対象課とした。

2. 請求人からの陳述の聴取等

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和6年(2024年)4月24日に証拠等の提出及び陳述があった。その際、関係職員の立会いを認めた。

請求人から職員措置要求書の記載を補充する陳述がなされた。

陳述の主な内容は、次のとおりである。

(1) 請求人の陳述(要旨)

① 支給決定手続きについて

障害者総合支援法及びその施行規則などには、同行援護サービスを支給決定する場合は、月ごとに支給しなければならないと書いている。月ごとに支給しなければならないことは、当たり前のことだと思う。月ごとに視覚障害者の外出ニーズというのは変わり、月ごとに支給時間も変わるため、月単位で同行援護を支給決定しなければならないと書いてある。年単位の支給や、繰越利用を認める法律にはなっていない。

しかし豊中市長は、特定の視覚障害者に対しては、2022年10月に、基本時

間50時間にプラス33時間の83時間の必要性を認め、2022年11月から翌年の10月までの1年間、前年の10月の利用時間が多かったとの理由で、月あたり70時間を支給決定している。その中で、詳細な時間を見ていけば、2023年2月は67.5時間と70時間に足りない月であるのに、70時間の支給、余分が出るように支給決定を行っている。

なぜこのような支給決定を行ったかという問いへの回答は、前年10月の実績が多かったためとの事だが、障害者総合支援法では、必要な外出ニーズに応じた同行援護支給量を月単位で決定するとなっているのに、全く関係のないことを考慮している。

憲法第13条が定めた個人の尊重に反することであり、憲法第14条の平等権侵害である。

② 支給決定方法について

原則月単位で支給決定を行う。そのため、翌月予定の申請書を豊中市長に提出する。それを毎月行うのが原則。障害者総合支援法というのは障害者の日常生活及び社会生活を支援する法律であるから。障害者の日常生活、社会生活における予定が具体的に分かるのは前月ぐらいで、12か月後の自分の外出について詳細に申請できる障害者は少数だと思う。

ただし障害者総合支援法の中では、事務手続きの簡便化に資するために有効期間を1年間設定することはできる。全て同じ時間数を支給決定しなければいけないのかということが問題になるが、私は原則そうだと思う。原則月単位の支給決定を行い、その有効期間が1年間ということで、月単位で支給時間数を変えることは、本来法は予定していないと思う。

しかし、豊中市長は、私が今回提出した9月8日付文書、あと4月15日付文書において、1年間有効期間を設けながら、中には1年に満たない場合もあるが、複数月の有効期間を持たせながら、その中の月ごとに詳細な支給時間を決定している。本来これは法が予定していないことである。

このような支給決定をしたのであれば、今回のB委員についても、同じように支給決定ができるはずである。

(2) 監査委員による聴取（要旨）

請求人の主張の主な内容は、次のとおりである。

- ① 「令和6年3月24日付け職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）の記載について、豊中市長に対して、 への出席にかかる同行援護の追加支給を行ったとの記載について、追加支給を行ったのではなく、追加支給申請を行ったという趣旨でよいか。」についての主張は以下のとおりであり、「追加支給申請」に補正することを確認した。

その通りである。

- ② 「本件請求書の1つ目、B委員に対する4時間の同行援護支給決定を行ったという記載の部分と、2つ目、同行援護支給申請量は17.5時間の上乗せという記載の部分2点について、当該数値はどのような根拠に基づき把握された数値なのか。」

についての主張は以下のとおりである。

提出資料にある、豊中市長提出の別紙資料に詳細に時間数が書いてあり、そこから類推した数字である。

- ③ 「請求に係る支給決定等は令和6年2月の事項を対象としているが、別紙の数字は令和4年度のものである、その数字から類推をして記載したとの理解でよいのか。」についての主張は以下のとおりである。

別紙資料で継続して70時間支給決定すると豊中市長は主張しており、そこから類推推測をした。

(3) 関係職員からの意見

意見はなかった。

3. 関係職員からの陳述の聴取等

法第242条第8項の規定に基づき、令和6年(2024年)4月24日、障害福祉課主幹、同課課長補佐及び事業所係長(以下「関係職員」という。)から陳述の聴取を行った。その際、請求人の立会いを認めた。

関係職員からの陳述の聴取等の主な内容は、次のとおりである。

(1) 関係職員からの陳述の聴取(要旨)

事前質問票1回目及び2回目の回答の要旨を含む。

事前質問票1回目については、以下のとおり。

- ① 「本件請求書の記載事項について、誤りがないかどうか、誤りがあるとするなら、その箇所を指摘し、その理由を述べてください。」についての主張は以下のとおりである。

請求人が提出している別紙は、B委員に係る令和4年(令和4年11月から令和5年10月)の支給決定について提出された申請内容及び、市における検討内容であるが、本件請求書に述べられているのは令和6年2月の[]に係る令和5年の支給決定(令和5年11月から令和6年10月)であり、そもそも対象となる年が異なっている。

- ② 「請求人が措置請求する理由について、反論等があれば見解を述べてください。」についての主張は以下のとおりである。

障害者総合支援法に基づく介護給付の支給決定の性質、障害者総合支援法による自立支援給付の中の同行援護の説明、同行援護の支給基準及びその合理性について以下のとおり説明を行う。

ア 障害者総合支援法に基づく介護給付費の支給決定について、市町村に合理的裁量が認められることについて

(7) 障害者総合支援法第21条第1項は、市町村は、介護給付費の支給申請があつ

たときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請にかかる障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとし、障害者総合支援法第22条第1項、第4～第6項及び障害者総合支援法施行規則（以下「同法施行規則」という。）第12条は、市町村は、①当該障害者の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況、②当該障害者の介護を行う者の状況、③当該障害者に関する介護給付費等の受給の状況、④当該障害者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況、⑤当該障害者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容、⑥当該障害者の置かれている環境、⑦当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況並びに当該障害者から提出されたサービス等利用計画案またはセルフプラン（以下、「サービス等利用計画案等」という。）を勘案して介護給付費等の支給要否決定を行うものとする旨規定し、同条第7項及び同法施行規則第13条は、市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに1月間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量を定めなければならない旨規定している。

以上のとおり、障害者総合支援法及び同法施行規則は、市町村が支給要否決定及び障害福祉サービスの種類とその支給量の決定をすることについて、勘案事項及びサービス等利用計画案等を勘案すべきことを規定するほか何ら具体的な基準をおいていない上、これらの勘案事項には、抽象的・概括的な事項も含まれている。

- (イ) 以上のような障害福祉サービスの支給に係る障害者総合支援法及び同法施行規則の規定の仕方からすると、障害者総合支援法は、障害者について障害福祉サービスを支給するかどうか、支給する場合には、どのような種類の障害福祉サービスについてどれほどの支給量をもって支給するかという判断については、市町村長の合理的な裁量に委ねられているものと解されるものである。そして、(a) 同行援護等の障害福祉サービスにかかる介護給付費等の支給は、障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるようにする上で重要なものであり（障害者総合支援法第1条、第1条の2）、また、市町村に対しては、障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の生活の実態を把握するなどした上で、必要な自立支援給付を総合的かつ計画的に行う責務が課されているところ（障害者総合支援法第2条）、他方で、市町村長としては、支給量の決定に当たり、(b) 障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給は公費で賄われるものであることから（障害者総合支援法第92条）、当該市町村の財政事情を考慮せざるを得ず、(c) 障害者全体に対する障害福祉サービスの安定的な供給の観点からは、指定障害福祉サービス事業者のサービス提供体制へ配慮することも必要であり、さらに、(d) 介護給付費等を受給する障害者相互の公平の確保等の諸事情にも配慮することが必要であると考えられる。
- (ウ) そうすると、市町村長の支給量の決定に関する裁量判断は、支給申請をした障害者に係る同法施行規則第12条所定勘案事項及び当該障害者から提出されたサービス等利用計画案等を勘案した上で、当該障害者に対して特定の支給量と決定した場合における、(a) 当該障害者が日常生活又は社会生活を営むに当たって被る制約の性質、内容、程度等や、(b) 当該市町村の財政事情への影響、(c) 指定障害福祉サービス事業者のサービス提供体制への影響、(d) 介護給付費等を受

給する障害者相互の公平等への影響等の諸般の事情をも総合考慮した上で、障害者ごとに個別具体的に判断されるものであり、その裁量権の行使がその範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものに当たるか否かの司法審査においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断内容が、事実の基礎を欠くか、又は考慮すべき事項を考慮しないこと等により、社会通念に照らし妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となるものと解される。

イ 障害者総合支援法による障害福祉サービスとしての同行援護について

「同行援護」とは、「視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。」（障害者総合支援法第5条第4項）であり、そのサービス内容は「①移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、②移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護、③排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助」（同法施行規則第1条の5）である。

また、その目的は、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことであり、その実施内容は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援するものである。

そして、その制度の趣旨や人員・財源の制約などから、同行援護の利用の範囲は、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。」とされている。

ウ 豊中市における同行援護の支給基準について

障害者に必要とされる障害福祉サービスの種類あるいはその支給量は障害の程度や内容、さらには介護の必要性の異なる障害者により様々であるから、このような多種多様な障害者に対し可及的に公平かつ適正に支給決定をするため、支給の要否や支給量の決定をする市町村が、その決定の基準をあらかじめ定めておくことは適切であり、平成19年3月23日付厚生労働省部長通知（以下「厚生労働省部長通知」という。）においても「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。」とされているものである。

豊中市においては、限られた社会資源の中で有効かつ公平にサービス利用を図る観点から、厚生労働省部長通知の規定を踏まえて、障害福祉サービスの支給の要否や支給量の決定の基準指針であるガイドラインを定め、その中で同行援護については支給量の基準を1か月当たり50時間としている。その支給量を基準に、個々の利用ニーズ、実情に合わせ支給量の決定を行ってきている。

エ 同行援護についての非定型の支給決定について

厚生労働省部長通知においては、「個々の障害者の事情に応じ、支給決定基準と異なる支給決定（いわゆる『非定型』の支給決定）を行う必要がある場合が想定されることから、市町村はあらかじめ『非定型』の判断基準等を定めておくことが望ましい。」とされている。

基本的には、各視覚障害者は、上限50時間の支給の範囲内での同行援護の利用

によって、日常生活又は社会生活を営む上で大きな支障は生じないものと考えられる。

なお、市の限られた財源において、障害福祉に用いることのできる財源には一定の限度があるという当然の前提があり、また、同行援護サービス提供事業者数及び同行援護従事者数は同行援護に係る社会資源としては十分とはいえない状況の下、市は視覚障害者同士が、障害の程度やニーズに応じて有効かつ公平に同行援護サービスを活用できるように上限基準を設定し、その上限基準の中で、各障害者の事情に応じた支給量の決定を行うものとしている。

従って、同行援護について非定型としての支給を行う必要があるのは、定型基準に基づく支給量では、視覚障害者の生命・身体に対する危険性が生じるとか日常生活又は社会生活を営む上で大きな支障が生じる等の緊急性、逼迫性のある場合、あるいは公の役務に従事する場合等、定型基準による支給量を超える支給を行う必要がある特段の事情がある場合ということになる。

しかし、非定型の同行援護の判断基準については、厚生労働省部長通知の内容を踏まえつつ、様々な場合がありうることからあらかじめ一定の基準を設定することが困難であり、個別具体的な事案毎に総合的に判断せざるを得ないことから、豊中市においては、非定型についての本件ガイドラインで公表すべき明文の基準は設定していないものであるが、これまでの個別具体的な判断をふまえて、豊中市においては、非定型の外出のための支給については、生命の危機にかかわることや生活が成り立たなくなるなどの生活を保つために必要な場合、または、市の福祉向上の活動に参加するなど公の役務に当たっている場合等について、事案ごとに判断の上、非定型支給決定を行う運用を行っているものである。

なお、上記の事情以外で、障害者が日常生活又は社会生活を営むに当たり具体的な支障が生ずるような事案が発生した場合には、これまで非定型の支給決定を行った事例も踏まえて個別具体的に検討して判断しているものである。

オ B委員についての支給経過について

B委員については、審議会等への委員としての出席、所属する福祉関係の団体の市からの受託事業にかかる業務についての役員としての参加等の市の福祉向上の活動に参加する公の役務について、月20時間の非定型の同行援護の支給を行っているものである。

令和5年11月から1年間の支給決定についてみれば（本人の誕生月の翌月から1年間の支給決定が行われる。）、本人から年間の公の役務に係る会議・行事等の内容及び必要時間数（請求人添付の別紙1に相当するもの。請求人が添付しているのは令和4年の請求であり、今回は令和5年の請求である。）の提出とともに1か月70時間の同行援護サービスの申請があった。市においてその内容を精査して、公の役務と認められるものについての必要時間数を判断し、その時間数は年間220時間と算定されること、年間を通じて公の役務としての同行援護の必要性があること、月により会議、行事に要する時間が異なるが予定では20時間に近い月が多く20時間を超える月もあること等を確認し、同行援護につき令和5年11月から令和6年10月までを支給期間として1か月70時間の支給を認めたものである。

なお、請求人は違法不当事実2として、「B委員の2024年2月の同行援護支給申請量は、定型時間月50時間をこえて、17.5時間をうわのせして申請していたが、豊中市長は、定型基準月50時間にくわえて、20時間を追加して支給決

定をおこなった。」と主張し、損害として「豊中市長は、その申請支給量を超えて70時間支給決定している。すくなくとも、2.5時間分の支給決定、おおくて6.5時間の支給決定は、必要のない支給決定であり」と主張しているが、B委員からの申請時間数は70時間である。

B委員については、年間を通じて毎月公の役務があり、月により必要時間数の変動はあるものの20時間に近い月が多く、20時間を超える月もあることから、毎月ごとに支給変更申請を行う負担をかけることは適切ではなく、年間ベースでの公の役務については、年間ベースでの支給決定を行うのが適切であると判断して、1か月70時間の支給決定を行ったものであり、この裁量的判断には合理性があり、平等原則に反するとしてB委員との不平等を主張する不当事実1については理由がないものである。

また、この決定についてはB委員の公の役務を理由として支給したものであり、市からの業務委託が終了するなど状況が変わった場合については、もちろん現在の支給時間については見直すものである。

- ③ 当該措置請求にかかる公文書の簿冊目録については、以下のとおりである。

障害福祉サービス利用者ケースファイル
明細書（介護給付費等）（電子データ）
提供実績記録票（電子データ）

- ④ 「同行援護の申請・支給決定・利用・支払い等の一連の業務フロー図を提出してください。」については、以下のとおりである。

「障害者（サービス利用者）から豊中市への①支給申請」から「国保連合会からサービス事業者への⑮介護給付費の支払」までのフロー図が提出された。

- ⑤ 「同行援護の支給決定時間数と利用時間数(算定時間数)の関係を教えてください。」についての主張は以下のとおりである。

支給決定時間は、利用者の申請に対して生活実態・必要性に応じて、ひと月当たり使うことができる最大の時間数。利用時間数（算定時間数）は、その支給決定時間数の範囲内で実際に同行援護を利用した時間であり、介護給付費を請求する根拠となる時間数。

- ⑥ 「B委員の2月の同行援護の支給決定時間数と利用時間数(算定時間数)について、教えてください。」についての主張は以下のとおりである。

支給決定時間数：70時間
利用時間数（算定時間数）：61時間

- ⑦ 「B委員の2月の同行援護の国民健康保険団体連合会への支払額と支払日(予定日)について、教えてください。」についての主張は以下のとおりである。

支払額：177,535円

支払日（予定日）：令和6年（2024年）4月10日

事前質問票2回目については、以下のとおり。

- ① 「B委員に関しては、関係法、法施行規則、市のガイドライン等に基づき、1年の期間内において1か月70時間の支給決定が行われたとのことです。このことを前提として、本件請求書内の、『B委員に対して第●回●●開催決定前に4時間の追加支給決定が行われた』との記載、また、『B委員の第●回●●出席に関して、17.5時間の追加申請（「定型時間月50時間をこえて、17.5時間をうわのせして申請」）に対しそれを上回る20時間の支給決定がなされた（「定型基準月50時間にくわえて、20時間を追加して支給決定」）』との記載について、事実の存否及び関係課の認識についてご説明ください。」についての主張は以下のとおりである。

同行援護サービスについては、1年の範囲内で月を単位として市町村が定める期間について、時間単位での支給量を決定している。豊中市の場合、誕生日月をサービス支給の更新月とする運用をしており、B委員については令和5年11月から1年間の支給決定をしている。その支給に際して、更新月の前月である令和5年10月にB委員より年間の公の役務に係る会議・行事等の内容及び必要時間数の分かるもの（以下「公の役務予定」という。）の提出とともに、1か月70時間の同行援護サービスの申請があった。

B委員は福祉団体関係の長の立場にあることから、その役割として、審議会等への委員としての出席や、所属する福祉関係の団体の市からの受託事業にかかる業務についての役員としての参加等、ある種定型的に、多量の市の福祉向上の活動に参加することとなる。よって、必要時間数については、前年の会議等の参加状況等を参考に精査し、年間を通じて公の役務としての同行援護の必要性があること、月により会議、行事に要する時間が異なるが予定では20時間に近い月が多く20時間を超える月もあること等を確認し、同行援護につき令和5年11月から令和6年10月までを支給期間として1か月70時間の支給決定をした。提出された公の役務予定の中に、●●●●●●●●●●も含まれており、障害福祉課としては開催日について事前に把握はしていないが、支給を判断する段階では前年の参加状況等を確認し、公の役務として支給の必要性を認めた。

また、「B委員の第●回●●出席に関して、17.5時間の追加申請に対しそれを上回る20時間の支給決定がなされた」との記載について、B委員より令和5年11月から更新申請された時間は70時間であり、17.5時間（「定型時間月50時間をこえて、17.5時間をうわのせして申請」）ではない。70時間支給を認めるかどうかの根拠資料として、公の役務予定を提出しているものであり、障害福祉課としてはそれを含め検討し、年間を通じて公の役務としての同行援護の必要性があること、月により会議、行事に要する時間が異なるが予定では20時間に近い月が多く20時間を超える月もあること等を確認し、70時間の支給決定をした。

- ② 「市における同行援護の支給量決定に関しては、定型基準として1か月当たり5

0時間という上限があるほか、いわゆる非定型として、個別具体の特段の事情を考慮した裁量判断により、定型基準を上回る支給量決定も可能ということですが、いわゆる非定型の上限時間や、定型基準と合わせての上限基準についての定めはないということでしょうか。」についての主張は以下のとおりである。

非定型として支給するのは、定型基準による支給量を超える支給を行う必要がある特段の事情がある場合なので、事情によって判断するため、非定型の上限時間や、定型基準と合わせての上限基準については定めはない。加えて非定型の判断基準についても、様々な場合があることから予め一定の基準を設定することが困難なため、明文の基準は設定しておらず、これまでの個別具体的な判断をふまえて、豊中市においては、非定型の外出のための支給については、生命の危機にかかわることや生活が成り立たなくなるなどの生活を保つために必要な場合、または、市の福祉向上の活動に参加するなど公の役務に当たっている場合等について、事案ごとに判断の上、非定型支給決定を行う運用を行っている。具体的には、台風により停電、断水した際にコインランドリーや銭湯へ行くために非定型支給した例や、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる外出のために非定型支給した例、重度障害のためヘルパー2人での介護が必要として非定型支給した例等がある。

また、上記の事情以外で、障害者が日常生活又は社会生活を営むに当たり具体的な支障が生ずるような事案が発生した場合には、これまで非定型の支給決定を行った事例も踏まえて個別具体的に検討して判断している。

(2) 監査委員による聴取（要旨）

関係職員の主張の主な内容は、次のとおりである。

- ① 「請求人提出資料のうち、今日配布した資料中の介護給付費の支給決定内容によると、支給決定期間は1年間となっている。監査委員から関係課への1回目の質問に対する回答では、障害者総合支援法では、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに、1か月において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量を定めなければならないよう規定しているとの説明であった。

次に、支給決定に関して、関係課からの回答では、年間ベースでの公の役務については、年間ベースでの支給決定が適切であるということで、B委員には1年間、1か月当たり70時間の支給決定が行われているとのこと。

請求人の提出資料のうち、障害福祉サービス受給者証記載の支給決定障害者に対しては、介護給付費の支給決定内容の予備欄の記載の通り、支給決定期間内の2か月間、1か月当たり60時間の支給決定が行われたということが記載されている。

以上のことから、市の運用では、1年間の支給決定期間内において、12か月あるいは複数月の単位で、1か月あたりの支給決定や支給変更決定を行っているという状況が窺われる。

この障害者総合支援法の支給決定について、障害福祉サービスの種類ごとに、1か月間において支給サービス量を定めなければならないという旨の規定、解釈を踏まえた上で、市の取り扱いについて妥当性があるとの発言だと思うが、考え方についてもう少し説明ください。」についての主張は以下のとおりである。

障害者総合支援法においては、市は月を単位として障害福祉サービスの量、同行援護サービスなら、時間を定めるものとしており、その上で市は法で定める同行援護サービスの場合は、1 か月から12 か月間、1 年間の範囲内で量及び支給期間を市の裁量で定めている。

- ② 「B 委員に対して、第 回 開催前に 4 時間の追加支給が行われたと記載について、事実の存否も含めて、説明ください。」についての主張は以下のとおりである。

B 委員からの市への申請は、令和 5 年 10 月に 1 か月 70 時間の申請を行っている。1 か月 70 時間という申請を行ったという認識である。

(3) 請求人からの意見（要旨）

関係職員の主張に対する反論等についての意見は以下のとおりである。

- ① 監査委員からの事前質問票 1 回目に対する豊中市長の回答について、同行援護サービス、障害福祉サービス事業は公費で賄われている事業ですと断定していたが、そんなことはない。1 割負担を障害者も払っている。そこは誤解を招く文章なので、訂正を求める。
- ② 公費について、色々な予算の制約があるため、同行援護の支給量の基準 50 時間を決めなければいけないと発言された。現在豊中市には 840 名ぐらいの視覚障害者、障害者手帳を交付された人がおり、そのうち、わずか 140 人だけが、同行援護サービスを毎月コンスタントに使っている。この 140 人の視覚障害者が同行援護を使っていることにより、国からの最大限の補助金、国庫負担金との名称で大体、年間 2 億円ほど、国は補助を出している。しかし、残念ながら豊中市が同行援護で支出している額は 1 億 6 千万円程度であり、そのうち半額の 8 千万円が国庫から補助され、残り 1 億 2 千万円ほどで、豊中市は国の決めるナショナルミニマムを下回っている。予算、予算と言っているが、そこも誤り。
- ③ 事前質問票 1 回目に対する豊中市長の回答の中で、B 委員は 2024 年 2 月分として、70 時間の同行援護の支給申請をしていたと発言していたが、それはそうである。しかし、豊中市長は精査をして、67.5 時間の必要時間を算出している。ここも監査委員の方は惑わされないようにしてください。確かに B 委員は 70 時間申請しているが、豊中市長は精査した上で 70 時間ではなく、67.5 時間だけしか必要性はないと認定しているにも関わらず、70 時間の支給決定を行っている。
- ④ 事前質問票 1 回目に対する豊中市長の回答の中で、このように 1 年間支給決定をしていても、事情の変更によっては、さらに変更を行うとの発言は、発言の通り。

50 時間を超えての支給決定を、いきなり打ち切られたことがあり、職権によって支給時間は変更できる。しかし B 委員に対しては、市の受託事業が中止になったコロナ禍においても、70 時間支給が続いていた。コロナ禍において、豊中市の委託事業を全て中止するよう豊中市長は言っておきながら、その委託事業に係る同行援護の必要時間について、全く変更していない。B 委員を優遇することによって不平等に扱われるという結果になるが、なぜ B 委員に 70 時間与えなければいけないのか。豊中市長は、B 委員に年間 220 時間の非定型の時間が必要だと。公の役務の時間 220 時間を 12 で割ると 20 時間ではない。12 か月 20 時間は 240 時

間になる。なぜそんな曖昧な憲法第31条適正手続にも反する、憲法第14条平等原則に反するような事を、なぜ豊中市長は行わなければならなかったのか。実に疑問がある。

- ⑤ 2024年2月、B委員は70時間の支給申請を行ったと、何度も豊中市長が言っているが、豊中市長が精査した2024年2月のB委員の公の役務の時間は、何時間だったのか。そして、視覚障害者が申請した時間を満額ではなく、減ずる形で支給決定を行ったことはあるのか。この2点を、是非とも監査委員から豊中市長に対して聞いていただきたい。

(4) 関係職員に対する聴取後の質問に対する回答（要旨）

関係職員の主張の主な内容は、次のとおりである。

- ① 「B委員の2024年2月の公の役務について、市が精査した時間を教えてください。」についての主張は以下のとおりである。

14時間である。

- ② 「視覚障害者が申請した時間を減ずる形で支給決定をした事例はありますか。（最大10件程度）根拠を明示して教えてください。」についての主張は以下のとおりである。

ありません。

4. 監査対象事項

次の事項を監査対象とした。

本件支出の違法又は不当の有無について

第3. 監査の結果

1. 関係法令の定め

- (1) 障害者総合支援法及び同法施行規則（以下「障害者総合支援法等」という。）

ア 支給決定等

- (イ) 市町村は、障害者総合支援法第20条第1項に基づく障害者の申請（以下「支給申請」という。）があったときは、（ア）障害支援区分の認定を行った上（障害者総合支援法第21条第1項）、（イ）当該申請に係る、〈1〉障害者の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況、〈2〉障害者の介護を行う者の状況、〈3〉障害者に関する介護給付費等の受給の状況、〈4〉障害者に関する介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスの利用の状況、〈5〉障害者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況、〈6〉障害者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容、〈7〉障害者の置かれている環境及び〈8〉障害福祉サービスの提供体制の整備の状況（上記〈1〉～〈8〉は、同法施行規則第12条第1～第3号、第5～第9号所定のもの。以下「規則第12条所定勘案事項」という。）並びに当該障害者から提出されたサービス等利用計画案等を勘案して介護給付費の支給の要否の決定を行う（障害者総合支援法第22条第1項、第4～第6項、同法施行

規則第12条第1～第3号、第5～第9号)。

- (イ) 「サービス等利用計画案」とは、介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けようとする支給申請等に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を定めた計画をいう（障害者総合支援法第5条第22項）。
- (ロ) 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において支給量を定めなければならない（障害者総合支援法第22条第7項）ところ、同項の委任を受けた同法施行規則は、当該期間につき、1か月間である旨規定している（同法施行規則第13条）。
- (ハ) 支給決定は、同行援護等については、1か月間から12か月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間内に限り、その効力を有する（障害者総合支援法第23条、同法施行規則第15条第1項第1号）。
- (ニ) 支給決定を受けた障害者（以下「支給決定障害者」という。）は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類又は支給量を変更する必要があるときは、市町村に対し、支給変更申請をすることができる（障害者総合支援法第24条第1項、同法施行規則第16条）。市町村は、当該申請又は職権により、規則第12条所定勘案事項及び当該障害者から提出されたサービス等利用計画案等を勘案し、当該障害者につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定（以下「支給変更決定」という。）を行うことができる（障害者総合支援法第24条第2項、第3項、第22条第1項、第6項、同法施行規則第12条第1～第3号、第5～第9号）。

イ 介護給付費等の支給

- (ア) 市町村は、支給決定障害者が、1か月間から12か月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービスを行う事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）から当該指定に係る障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者に対し、当該サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、介護給付費等を支給する（障害者総合支援法第5条第1項、第28条第1項、第29条第1項）。
- (イ) 「同行援護」とは、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者につき、外出時において、当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者の外出時に必要な援助を供与することをいう（障害者総合支援法第5条第4項、同法施行規則第1条の5）。
- (ロ) 介護給付費の額は、1か月につき、<1>同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用〔特定費用を除く。〕の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を合計した額から、<2>当該支給決定障害者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（当該政令で定める額が<1>に掲げる額の100分の

10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を減じた額とする（障害者総合支援法第29条第3項）。

- (エ) 支給決定障害者と契約を締結し、その契約に基づきサービスを提供した指定障害福祉サービス事業者は、支給決定した市町村に対して、当該支給決定障害者に代わって介護給付費等の請求を行い、市町村から支払を受ける（障害者総合支援法第29条第4項に基づく法定代理受領）。

(2) 関係通知等

ア 厚生労働省部長通知

法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である「介護給付費等の支給決定等について」（厚生労働省部長通知）には、支給決定基準等について、次のとおりの記載がある。

市町村は、規則12条所定勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。（中略）

一方、個々の障害者の事情に応じ、支給決定基準と異なる支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）を行う必要がある場合が想定されることから、市町村はあらかじめ「非定型」の判断基準等を定めておくことが望ましい。（以下略）

2. 事実の確認

(1) 同行援護の支給決定基準と支給量

厚生労働省部長通知を踏まえ、豊中市は、介護給付費等の支給決定基準として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく豊中市障害福祉居宅介護サービス等の支給に関するガイドライン」（令和4年4月版）（以下「市ガイドライン」という。）を定めている。

市ガイドラインは、介護給付費等の標準的な支給量をガイドライン（定型支給量基準）として示すものであり、同行援護に係る支給量の基準については1か月当たり50時間を上限としている。

また、個々の障害者の事情に応じ、定型支給量基準と異なる支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）を行う必要がある場合については、生命の危機にかかわることや生活が成り立たなくなるなどの生活を保つために必要な場合、または、市の福祉向上の活動に参加するなど公の役務に当たっている場合等について、事案ごとに判断の上、非定型支給決定を行う運用を行っており、上限基準については設けられていない。

(2) B委員に対する同行援護の支給決定について

B委員から令和5年10月4日付けで、年間の公の役務に係る会議・行事等の内容及び必要時間数の提出とともに1か月70時間の同行援護サービスの支給申請があり、豊中市長は、令和5年10月31日付けで、令和5年11月から令和6年10月までを支給期間として1か月70時間の支給決定（以下「本件支給決定」という。）を行った。

なお、請求人は、本件請求書に記載している「4時間」、「17.5時間」という数字は、令和4年度のB委員の支給決定に係る文書から類推したものである旨述べている。

(3) B委員の同行援護の令和6年(2024年)2月分サービス利用時間（算定時間）並びに介護給付費の国民健康保険団体連合会への支出額及び支出日について

B委員の同行援護の令和6年(2024年)2月分サービス利用時間(算定時間)(以下「本件支給(利用)実績」という。)は、61時間である。

同行援護の介護給付費について、市は一般会計・民生費・社会福祉費・障害者福祉費・扶助費・同行援護費として、国民健康保険団体連合会に支出している。

うち本件支出額は177,535円である。

支出日は令和6年(2024年)4月10日である。

3. 判断

(1) 本件支給決定と本件支出の関係について

市町村は、支給決定障害者が、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者に対し、当該サービス(支給量(支給決定された支給量。以下「決定支給量」という。)の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費等を支給するとされている(障害者総合支援法第29条第1項)。

決定支給量の範囲内で、支給決定障害者は指定障害福祉サービス事業者と契約をし、サービス提供を受け、当該支給決定障害者に代わって指定障害福祉サービス事業者が、国民健康保険団体連合会を通じ、支給決定をした市に対し、利用者負担額を除いた介護給付費等の請求を行い、市は審査の上、支出を行うこととなる。

請求人は、「2024年2月分として、定型基準の月50時間にくわえて、17.5時間、あわせて67.5時間を、請求するものであるが、市長は、その申請支給量を超えて70時間支給決定している。すくなくとも、2.5時間分の支給決定、おおくて6.5時間の支給決定は、必要のない支給決定であり、この不必要な支給時間にたいして、市長は2024年4月以降に、障害福祉サービス費として、国保連に、金額を支払わなければならない。」旨主張しているが、本件支出は、本件支給決定に伴い当然に生じるものではなく、決定支給量の範囲内でサービスを利用した実績(以下「支給(利用)実績」という。)に基づき生じるものである。

(2) 本件支給決定について

ア 本件申請支給量について

請求人は、本件請求書において、B委員の2024年2月分の申請された支給量(以下「申請支給量」という。)は、定型支給量基準の1か月50時間に17.5時間を加えた67.5時間である旨、及び第〇回〇〇開催決定前に4時間の追加支給決定が行われた旨主張している。

一方、請求人は、陳述の聴取等において、その数字は令和4年度のB委員の支給決定に係る文書から類推した旨、また、関係職員の前述の陳述に対して「確かにB委員は70時間申請しているが、豊中市長は精査した上で70時間ではなく、67.5時間だけしか必要性はないと認定しているにも関わらず、70時間の支給決定を行っている。」旨主張している。

このことについて、当該関係文書を確認したところ、B委員の申請支給量は、1か月70時間となっている。

イ 本件決定支給量について

当該関係文書を確認したところ、B委員の決定支給量は、有効期間を1年間として、定型支給量基準1か月50時間を20時間上回る70時間となっている。

ウ 本件支給決定の違法性等について

請求人が主張する違法不当の前提となる事実に関しては、前述ア及びイのとおりである。

障害者総合支援法等において、市長が介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（支給量）を定め、又はこれを変更するに当たり、個別の障害者に係る勘案事項及び当該障害者から提出されたサービス等利用計画案等を勘案すべきこと以外に何らの具体的な基準は定められていない。

このような障害者支援法等の規定内容に照らすと、市長が介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（支給量）を定め、又はこれを変更することについては、個別の障害者に係る勘案事項及び当該障害者から提出されたサービス等利用計画案等を勘案した市長の合理的な裁量に委ねられているものと解される。

そして、その裁量権の行使がその範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものに当たるか否かの審査においては、その判断内容が、事実の基礎を欠くか、又は考慮すべき事項を考慮しないこと等により、社会通念に照らし妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となると解される。

請求人は、市が精査したB委員の2024年2月の公の役務は17.5時間であるから、1か月70時間の支給決定が行われるべきではない旨主張している。

本市において、定型支給量基準については、市ガイドラインで50時間と示されている。

一定の事由がある場合等には、事案ごとに判断の上、これを上回る非定型支給決定を行う運用が行われており、上限基準については設けられていない。

本件について、市は、「B委員は福祉団体関係の長の立場にあり、その役割として、審議会等への委員としての出席や、所属する福祉関係の団体の市からの受託事業にかかる業務についての役員としての参加等、ある種定型的に、多量の市の福祉向上の活動に参加することとなる。」旨述べており、市が非定型支給決定を行う場合に該当するとした市長の裁量判断には相応の合理性があるものと解されるところである。

市は、B委員から公の役務に係る会議等一覧と時間数の提出を受けており、この中には請求人が主張する[]も含まれている。

前年の会議等の参加状況等を参考に精査した時間は220時間であり、年間を通じて公の役務としての同行援護の必要性があること、月により会議、行事に要する時間が異なるが予定では20時間に近い月が多く20時間を超える月もあるとされており、そのうち2024年2月分については、14時間となっている。

また市は、「年間を通じて毎月公の役務があり、毎月ごとに支給変更申請を行う負担をかけることは適切ではなく、年間ベースでの公の役務については、年間ベースでの支給決定を行うのが適切であると判断して、1か月70時間の支給決定を行った。」旨述べている。

本件については、B委員の申請支給量が1か月70時間であることを前提に、時間数等の検討が行われた経過を踏まえると、毎月ごとの支給変更申請によらず、1か月70時間を決定支給量とした市長の裁量判断には相応の合理性があるものと解される。

また、請求人は、市は精査した時間数で支給量を職権変更できる旨主張している。

このことに関して、支給決定障害者は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サー

ビスの種類又は支給量を変更する必要があるときは、市町村に対し、支給変更申請をすることができる（障害者総合支援法第24条第1項、同法施行規則第16条）とされているほか、市町村は、当該申請又は職権により、規則第12条所定勘案事項及び当該障害者から提出されたサービス等利用計画案等を勘案し、当該障害者につき、必要があると認めるときは、支給変更決定を行うことができると規定されている（障害者総合支援法第24条第2項、第3項、第22条第1項、第6項、同法施行規則第12条第1～第3号、第5～第9号）。

本件支給決定については、B委員の申請支給量1か月70時間に関して、市が月々の時間数の増減を勘案、検討した上で相当と判断したものであり、B委員が公の役務を辞する等の当該判断の前提事項に大きな変動が見込まれる場合は別として、障害者総合支援法等上、申請あるいは職権で変更しなければならないとまでは言えない。

なお、B委員については、請求人が主張する[]の他にも年間を通じて公の役務を行う時間を見込む事情があることが窺われ、A委員と同様の状況にあるとは言えない。

請求人は平等原則違反等（憲法第13条及び第14条）を主張しているが、市長の支給量の決定に関する裁量判断は、支給申請を行った障害者ごとに個別具体的に判断されるものであり、B委員の事情を勘案してなされた本件支給決定によって、請求人の主張する平等原則違反等（憲法第13条及び第14条）が生じるものではない。

以上のことから、本件支給決定が、事実の基礎を欠くか、又は考慮すべき事項を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし妥当性を欠くものということとはできない。

よって、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法又は不当であるとは言えない。

（3）本件支出について

本件支出（支給（利用）実績61時間）は、適法な決定支給量の範囲内での支給（利用）実績に基づく介護給付費の支出であり、違法又は不当とは言えない。

（4）損害の発生について

前述のとおり、本件支出は違法又は不当とは言えず、市に損害は生じていない。

4. 結論

以上のことから、請求人の主張に理由はなく、請求人が求める措置の必要性は認められない。

以上